

帝京科学大学内部質保証に関する方針

平成 30 年 1 月 1 日

令和 8 年 1 月 1 日（一部改正）

学長裁定

1. 基本姿勢

帝京科学大学（以下「本学」という。）は、本学の建学の精神・基本理念及び社会的使命に基づき、教育・研究の充実と学生の成長に資するために、自らの責任において大学の質を自律的に保証する体制を整え、教育・研究が適切な水準にあることを説明し、恒常的・継続的に質の向上を図る。

2. 組織・体制

本学の内部質保証は、学長の責任の下、部局長会を中心とした以下に掲げる組織を整備し、これらの組織が相互に連関しつつ推進を図る。

（1）部局長会

学長を議長とし全学的な管理運営及び教育目的達成等に関することを審議する。

（2）自己点検・評価委員会

学長を委員長とし、自己点検・評価の方針を決定する。

本委員会のもとに総括委員会を置く。総括委員会は学長補佐を委員長とし、そのもとに 4 つの専門部会を置く。

各部会は部会が定めた点検・評価項目に基づいて、自己点検・評価を実施し、その結果を各学部及び研究科等の教育研究組織及び事務組織各部署の取組みに適切に反映させることによって、本学の改革・改善を着実に推進する。

自己点検・評価に当たっては、日本高等教育評価機構の評価基準を基に、本学の中期目標・計画と連動させ、本学の特色・独自性を生かすことに努める。自己点検・評価は、本学の I R 機能を高め、客観的なデータ、資料等に基づき行うとともに、第三者の視点を取り入れ、内部質保証を向上させる。

（3）学外有識者懇談会

学長が委嘱した学外有識者と本学教職員との懇談会を設け、出された意見・要望を本学の自己点検評価・委員会総括委員会において集約・分析を行い、教育研究や大学運営の改善・向上に活かす。

(4) 三つの方針検証専門部会

部局長会の下に、教務部長を委員長とした専門部会を設置し、各学科及び研究科の三つの方針の検証・見直しに係る事項について協議し、その結果を部局長会に報告する。

3. 教職員個人の自律的な取組

組織的な FD・SD やニュースレターの発行等を通じて、内部質保証の意識の全学への浸透を図り、教職員個人がそれぞれ質保証の担い手であることを自覚し、恒常的・継続的に自己点検・評価を行い、PDCA サイクルによる改革・改善に努める。

4. 自己点検・評価報告書の作成と公表

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価報告書を作成し学内に周知するとともに、本学ホームページを通じて、広く社会に向けて公表する。